

## 議案第79号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月7日提出

壱岐市長 白川博一

### 記

1 損害賠償の相手方  
壱岐市勝本町 個人

2 損害賠償額  
161,964円

3 損害賠償の理由

平成30年10月6日午後6時頃、勝本町布気触977番地のサンドーム壱岐駐車場内において外灯が倒れ、駐車していた損害賠償の相手方である個人所有の車両を破損させた。

(提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。